蒲郡市多機能端末機の管理等に関する要綱

（目的）

第１条　この要綱は、本市の電子計算機と電気通信回線で接続された市が設置する端末機であって、証明書等を自動的に交付する機能を有する多機能端末機（以下「多機能端末機」という。）の設置並びに管理及び運用について必要な事項を定めることを目的とする。

（設置）

第２条　多機能端末機を設置する場所及び台数は、別表のとおりとする。

　（証明書の発行）

第３条　多機能端末機により交付する証明書は、次のとおりとする。

⑴　印鑑登録証明書

⑵　住民票の写し

⑶　戸籍証明書

⑷　戸籍の附票

⑸　市県民税の所得証明書

⑹　市県民税の所得課税証明書

（複写機の機能の利用）

第４条　多機能端末機の複写機の機能を利用（以下「複写機利用」という。）しようとする者は、多機能端末機に備付けの課金装置に料金を投入し、自ら多機能端末機を操作してこれを利用するものとする。

（料金）

第５条　複写機利用をするときの料金は、次のとおりとする。

⑴　単色刷り（日本工業規格Ａ３まで）　１面につき１０円

⑵　多色刷り（日本工業規格Ｂ４まで）　１面につき５０円

⑶　多色刷り（日本工業規格Ａ３）　１面につき８０円

（複写機利用の制限）

第６条　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、複写機利用を停止又は制限する。

⑴　法令により、保護された著作権の権利を侵害するものを複写する場合

⑵　複写することが不適当と認められるものを複写する場合

⑶　その他市長が不適当と認める場合

　（稼働日及び稼働時間）

第７条　多機能端末機の稼働日及び稼働時間は、別表のとおりとする。

２　市長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

（管理者）

第８条　市長は、多機能端末機の適正な管理を行わせるため、多機能端末機管理者（以下「管理者」という。）を置く。

２　管理者は、市民課長の職にある者をもって充てる。

３　管理者の職務は、次の各号に掲げるとおりとする。

⑴　多機能端末機の点検に関すること。

⑵　多機能端末機の利用実績及び手数料並びに料金の収納に関すること。

⑶　証明書用紙等の管理に関すること。

⑷　多機能端末機の設置に係る個人情報の保護に関すること。

⑸　多機能端末機監視装置及び監視カメラの管理運用に関すること。

⑹　前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めること。

（管理補助者）

第９条　管理者の職務を補助させるため、多機能端末機管理補助者（以下「管理補助者」という。）を置く。

２　管理補助者は、市民課職員をもってこれに充てる。

３　管理補助者の職務は、次に掲げるとおりとする。

⑴　電源装置の起動の確認

⑵　多機能端末機とサーバとの送受信の確認

⑶　証明書用紙の確認

⑷　複写機利用の用紙の確認

⑸　ＩＣカードの読み取りの確認

⑹　領収書用紙の確認

⑺　トナーの確認

⑻　釣銭の確認

⑼　現金の回収及び納入

⑽　防犯カメラの作動状況の確認

⑾　その他管理者が必要があると認める事項

（故障時の対応）

第１０条　管理者及び管理補助者は、多機能端末機の稼働状況を把握するため、遠隔監視装置を設置し、その監視に努めるものとする。

２　管理補助者は、多機能端末機が故障したときは、直ちに利用者に対しその旨を周知するとともに、遠隔監視装置により故障箇所の発見に努め、軽易な故障にあっては管理補助者が、機械その他システム上の故障にあっては専門技術者の派遣を求め、その復旧に努めるものとする。

　（管理補助者の職務等の委託）

第１１条　市長は、第９条に規定する管理補助者の職務及び前条第２項に規定する管理補助者に係る故障時の対応事務を、多機能端末機を設置する施設の管理者に委託することができる。

（防犯カメラの設置）

第１２条　管理者は、不正防止を図るため多機能端末機の設置場所に防犯カメラを設置するものとする。

２　前項の防犯カメラにより撮影した映像記録の保存年数は１年とし、法令の定めによる場合を除き、公開することを禁止する。

（発行履歴の保存）

第１３条　管理者は、多機能端末機により発行した証明書の履歴を５年保存しなければならない。

（雑則）

第１４条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

　この要綱は、令和４年１０月４日から施行する。

別表（第２条、第４条、第７条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 設置する場所 | 台数 | 複写機機能の有無 | 稼働日及び稼働時間 |
| 蒲郡市役所 | １台 | 有 | 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日及び１２月２９日から翌年１月３日までを除く毎日の午前８時３０分から午後５時まで |
| 蒲郡市西浦公民館 | １台 | 無 | 月曜日、蒲郡市西浦公民館が定める臨時休館日及び１２月２８日から翌年１月４日までを除く毎日の午前９時から午後５時まで |